

住宅型有料老人ホーム あっとホームゆりさわ 管理規程

(目的)

第1条 この規程は、株式会社アミーゴ島根が開設する住宅型有料老人ホームあっとホームゆりさわ（以下「事業所」という）の管理及び利用について必要な事項を定め、事業所の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立して営むことができるように、支援することを目的とする。

(事業の方針)

第3条 1 本事業所において提供する住宅型有料老人ホーム生活介護は、関係する厚生労働省令、告示の趣旨及びその内容に沿ったものとする。
2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 あっとホームゆりさわ 住宅型有料老人ホーム
- (2) 所在地 島根県松江市宍道町佐々布2 1 2 9 番地2

(職員の職種、人員数、及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、人員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（非常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理、職員の管理を一元的に行うとともに住宅型有料老人生活介護の介護従事者の職務にあたる。
- (2) 介護従事者 2名以上（非常勤）
入居者の介護を行う。
- (3) 夜勤職員 1名（非常勤）
夜間における入居者の介護等に従事する。

第6条 事業所の利用定員は18名とする。

- ・入居者は、入居希望時1人部屋が満室で夫婦部屋が空いている場合は、1人で入居することができる。但し、1人部屋が空いた場合は、移動して頂く。
- ・夫婦のどちらかが死亡又は退所した場合は、継続して夫婦部屋を利用することが出来る。但し、1人部屋が空いた場合は、移動して頂く。

(各種サービス内容)

第7条

1. 住宅型有料老人ホームにおいて個別の選択により提供する各種サービスは次の通りとする。

介護サービス	備考
・食事介助 ・排泄・おむつ交換 ・おむつ代 ・入浴（一般）介助・清拭 特浴 ・身辺介助（移動・着替え等） ・通院介助	実費 1回 500円 19時～翌日7時 1時間 2,000円
生活サービス	備考
・居室掃除 ・リネン交換 ・日常洗濯 ・居室配膳・下膳 ・入居者の嗜好に応じた特別な食事 ・おやつ ・理美容師による理美容サービス ・買い物代行 ・金銭管理（おこづかい）	管理費 管理費 管理費 実費 実費 1回 500円

- 2 食事の提供をする。

- 3 介護サービス

- ・介護サービスが必要な場合は、入居者が個々に介護事業所等と契約し介護保険法に基づく介護サービスの提供を受けることとなります。

- 4 健康管理サービス

- ① 協力医療機関を定め、協力医療機関において適切な治療が受けられるよう、

必要な協力を行います。

- ② 事業者は、入居者のために医師に対する往診の依頼、通院の付き添いは、行いますが治療行為は行いません。なお、医療を受けるにあたって医療に要する費用は、すべて入居者の負担となります。
- ③ 年に一回健康診断を受けてもらいます。

(利用料等)

第8条 1.入居者が本事業所に支払う利用料は、次のとおりとする。

1. 家賃 42,300 円／月 (1,410 円／日)
(夫婦部屋 2 人で 69,900 円 2,330 円/日)
(夫婦部屋 1 人利用 42,300 円)
 2. 食費 (税込) 44,700 円／月 (1,490 円／日)
 3. 水道光熱費 (税込) 4,200 円／月 (140 円／日)
(夫婦部屋 夫婦 2 人で 6,300 円 210 円/日)
 4. 管理費 (居室掃除・リネン交換・日常洗濯・人件費・共有部分水道光熱費) 26,550 円 (885 円／日)
 5. 理美容代 実費
 6. おむつ代 実費
 7. その他日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担することが
適当と認められる費用は実費
 8. 入居時一時金 (預かり敷金) 50,000 円
 9. 通院介助 19 時～翌日 7 時 1 時間 2,000 円
 10. 入浴(一般)介助・清拭 特浴 1 回 500 円
 11. 買い物代行 1 回 500 円
- 2 月の中途に入居又は退居を行った場合は家賃、食費、水道光熱費、管理費については日割り計算とする。
- 3 入居者が入院等で長期外泊する場合、居室を開けて待つ期間は原則として 1 カ月とし、入院期間中の家賃は月単位で支払うものとする。
- 4 入院期間が 1 ヶ月を超えるときは入居者と事業者が協議のうえ、契約終了とすることがある。
- 5 前日までに利用者・家族等から申し出があり外出・外泊等により、1 日につき 1～2 食分利用した時は次に示す食費 (税込) を支払うものとする。
朝食 330 円、 昼食 580 円、 夕食 580 円
- 6 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、口座自動引落とし又は銀行振込によって指定期日までに受けるものとする。

(入退居にあたっての留意事項)

第9条1 住宅型有料老人ホームの対象者は、自宅での生活が困難になった方で次の各号を満たす人とする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - ② 自傷他害のおそれがないこと。
 - ③ 常時医療機関において治療する必要があること。
- 2 入居後、利用者の状態が悪化し、前項に該当しなくなった場合は、退居して戴く場合がある。
- 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向もふまえた上で、他のサービス機関と協議し、介護の継続が維持されるよう、退居に必要な援助を行うように努める。
- 4 退居後、ハウスクリーニング等、居室の原状回復に要した費用は、原則として利用者が全額負担することとする。

(秘密保持)

第10条1 本事業の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。

- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第11条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第12条 1. 利用者に対する介護サービスの提供にあたって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償を行う。

- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

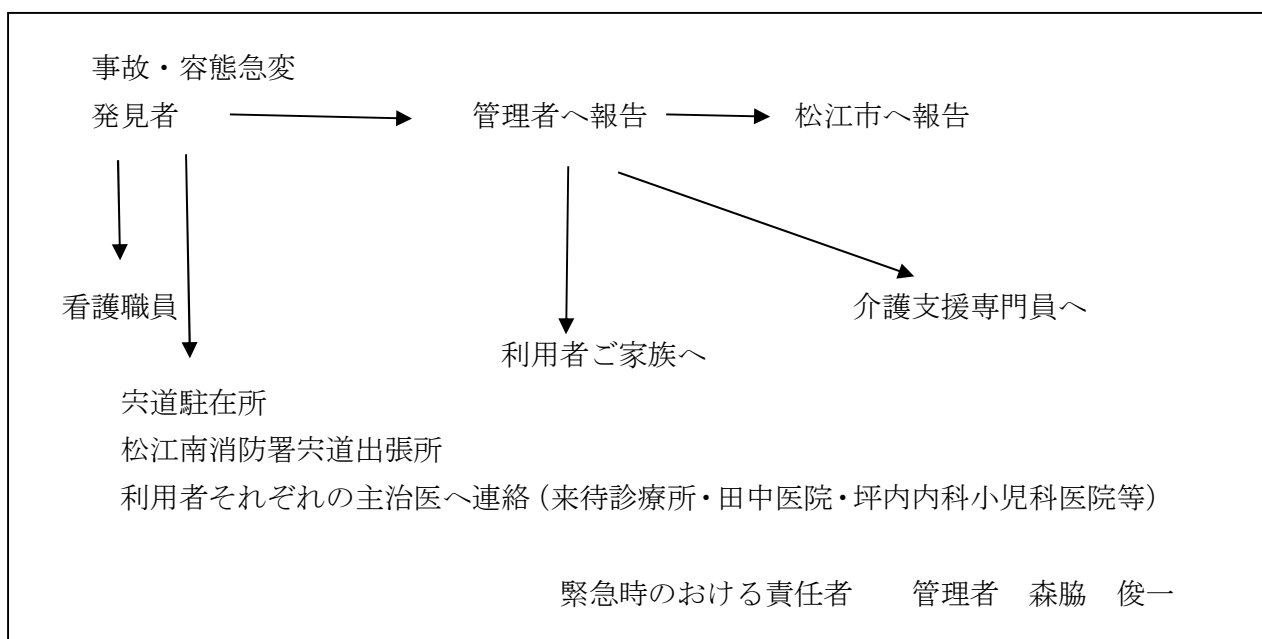
第13条 1. 介護サービスを提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し常に衛生管理に留意する。

- 2 従業者は、感染症に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第 14 条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

・ 下記に従いまして、対応させていただきます。



(非常災害対策)

- 第 15 条 1 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。
また管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等の指揮をとる。
- 2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り避難訓練等を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 16 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を定期的 to開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的 to実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者及び養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他管理についての重要事項)

第17条 1 従業者の質の向上を図るため、次の通り研修の機会を設ける。

①採用時研修 採用後1ヶ月以内

②経験に応じた研修 随時

2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金徴収簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

附 則

この規程は、平成24年3月1日から施行する。

この規程は、平成28年2月1日から施行する。

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。